

第5回レセプト情報等の提供に関する有識者会議における
模擬申出への意見

平成23年2月28日

日本歯科医師会

常務理事 稲垣明弘

平成23年3月3日開催の第5回レセプト情報等の提供に関する有識者会議で予定されている模擬申出・審査に関連して以下の意見を提出いたします。

○模擬申出⑤（府川委員提出分）について

- ・ 委員からの申出書によると、レセプト情報を抽出する期間が平成21年4月～22年9月診療分となっていますが、この期間においては、診療所のレセプト電子化率が40%～70%と低く、電子化率が急激に変化する過渡期にあたります。このような状況下でのレセプト情報を用いて、委員が予定している正確な医療費の分析を行うために、申出書においては、「サンプル・セレクション・バイアスについて考慮する」とされていますが、具体的にどのように考慮されるのか説明が必要であるものと考えます。本研究の公益性に異議を唱えるものではありませんが、レセプト情報の期間についてガイドラインの3審査基準（2）利用の必要性等「②レセプト情報等の性格に鑑みて情報の利用に合理性があり、他の情報では研究目的が達成できないこと。」に照らし、レセプト情報の期間についての合理性を確認の上、提供すべきものと考えます。
- ・ 提供を依頼するデータとして、全傷病名コードを挙げていますが、ガイドラインの3審査基準（2）利用の必要性等「①利用するレセプト情報等の範囲及びレセプト情報等から分析する事項が研究内容から判断して必要最小限であること。」に照らし、これらのデータが研究内容に鑑みて必要最小限である旨を確認の上、提供すべきものと考えます。

○模擬申出⑥（印南委員提出分）について

- ・ 申出書において記載されているとおり、今回の申出にある薬剤費、臨床検査、画像診断といった診療行為毎の集計情報は、既存の統計資料である社会医療診療行為別調査からも集計可能です。

推計の精度向上のためにレセプト情報等データベースのデータを利用するのであれば、具体的に、社会医療診療行為別調査のデータとレセプト情報等デー

データベースとの間にどのような差異があつて、両者の性質の違いから、どのような点で精度向上につながるのかガイドラインの3 審査基準（2）利用の必要性等「②レセプト情報等の性格に鑑みて情報の利用に合理性があり、他の情報では研究目的が達成できないこと。」に照らし、レセプト情報を利用することの合理性、他の情報では研究目的が達成できないことを確認の上、提供すべきものと考えます。

以上